

液化石油ガス保安規則関係

検査項目	検査結果	判定
<p>1. 警戒標等</p> <p>1.1 境界線・警戒標 (第6条第1項第1号・35号イ)</p>	<p>1. 事業所の境界線は_____により明示され破損がない</p> <p>2. 事業所の警戒標は外部から見やすい場所に掲げている</p> <p>3. 製造施設の周囲に警戒標がある</p> <p>4. プラントエリア、ローリーの停止位置は_____により明示され、破損がない</p>	<p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p>
<p>1.2 液化石油ガスの貯槽であることが容易にわかる措置 (第6条第1項第9号)</p>	<p>1. 外部から見やすいように液化石油ガスの貯槽である旨を朱書で明示している</p> <p>2. 地下に埋設された貯槽には容易にわかる標識等がある</p>	<p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p>
<p>1.3 バルブ等の操作に係る適切な措置 (第6条第1項第34号)</p>	<p>1. バルブ等の開閉方向が明示されている</p> <p>2. 配管には流体の種類及び流れ方向が明示されている</p> <p>3. 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等及び操作ボタン、ハンドル等の過失による作動防止措置が講じられている</p> <p>4. 適切な足場、操作に必要な照度を有する照明がある</p>	<p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p>
<p>2. 保安距離・施設レイアウト等</p>	<p>前回保安検査より変更が〔無・有〕</p> <p>最終変更年月日は_____年_____月</p> <p>変更内容：_____</p>	<p>無の場合距離測定に係る検査は不要</p>
<p>2.1 保安距離 (第6条第1項第2号・3号・35号ハ・ニ)</p>	<p>高圧ガス貯蔵・処理設備の外側から敷地境界までの最短距離 _____m</p> <p>規定の設備距離が確保されている</p> <p>法定 第1種〔_____m〕 第2種〔_____m〕</p> <p>実際距離及び保安物件</p> <p>第1種〔_____m、_____〕 第2種〔_____m、_____〕</p> <p>距離緩和措置〔無・有〕</p>	<p>[合・否]</p>
<p>貯蔵設備又は処理設備の障壁</p> <p>保安物件までの距離が足りない場合</p>	<p>1. 〔貯蔵・処理〕設備が地盤面下に埋設されている</p> <p>2. 適切な障壁が設置され、破損その他異常がない</p> <p>種類：_____、材料：_____</p>	<p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p>
<p>貯蔵設備又は処理設備に講じた防火上及び消火上有効な措置</p> <p>保安物件までの距離が足りない場合</p>	<p>1. 第1種又は第2種設備距離内に保安物件がある場合は、適切な水噴霧装置等が設けられている</p> <p>種類：_____、必要能力：_____L/min・m²、実際：_____L/min・m²</p> <p>2. 水源は20分以上連続放射に必要な水量を有している</p> <p>必要：_____m³ 実際：_____m³</p> <p>3. 水噴霧装置等（消火栓を除く）の操作部は、貯蔵設備等の外側から5m以上離れた安全な位置の他、関係者が常駐する場所にある</p>	<p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p>

検査項目	検査結果	判定
容器置場の第1種置場距離及び第2種置場距離 (第6条第1項第2号・第3号・35号ハ・ニ)	容器置場の外面から敷地境界までの最短距離 _____m 1. 規定の置場距離が確保されている 法定置場距離 第1種 [_____m] 第2種 [_____m] 実際距離及び保安物件 第1種 [_____m、_____] 第2種 [_____m、_____] 距離緩和措置 [無・有]	[合・否]
容器置場の障壁 保安物件までの距離が足りない場合	適切な障壁が設置されている 種類：_____, 材料：_____	[合・否]
2.2 設備間距離 (第6条第1項第8号)	1. 貯槽の外面から他の貯槽又は酸素の貯槽までの距離は1m以上、又は貯槽の最大直径の和の4分の1のいずれか大なるものに等しい距離以上が確保されている 必要：_____m 実際：_____m 2. 規定の距離に満たない場合、適切な水噴霧装置等が設けられている 貯槽断熱構造：_____, 種類：_____, 能力：_____L/min 3. 水源は30分間以上連続して放射できる水量を有している 必要：_____m ³ 実際：_____m ³	[合・否] [合・否] [合・否]
2.3 火気取扱施設までの距離 (第6条第1項第7号)	1. 火気取扱施設が標示等によって明示されている 2. 製造設備の外面から火気取扱施設(ボイラー、ストーブ、喫煙室等)に対し8m以上確保されている 実際：_____m	[合・否] [合・否]
距離がとれない場合	防火壁(高さ2m以上、迂回水平距離8m以上)又は二重扉等が設けられている 実際：_____	[合・否]
2.4 防液堤内外の設備設置規制 (第6条第1項第11号)	防液堤の内側及び外側から10m以内に、設置してはいけない設備又は施設がない	[合・否]
2.5 埋設貯槽 (第6条第1項第5号・6号)	1. 貯槽頂部深さ及び貯槽相互間の距離が適切である 貯槽頂部深さ：_____m 貯槽間距離：_____m 2. 貯槽室の維持管理状況が適切である 3. 貯槽に適切な腐しよく防止措置がなされている	[合・否] [合・否] [合・否]
2.6 滞留しない構造 (第6条第1項第12号・35号へ)	1. 換気口が設置されている場合 ① 換気口の必要面積は、室の床面積から算定した_____m ² 以上である 実際：_____m ² ② 室の換気口は2方向以上分散されている 2. 換気口がない場合 ① 換気装置が設置されている ② 通風能力は、室の床面積から算定した_____m ³ /min以上であること 実際：_____m ³ /min ③ 吸入口は床面近くにある ④ 放出口は、地上から5m以上の安全な場所である ⑤ 排気管中に排気ガスの濃度を測定するガス検知器が設置されている	[合・否] [合・否] [合・否] [合・否] [合・否] [合・否] [合・否]

検査項目	検査結果	判定
	3. 地盤面に埋設した貯槽の場合 ① 貯槽室に設置された貯槽 1 基につき検知管が 2 ヶ所以上設置されている ② 貯槽室がない場合貯槽 1 基につき検知管が 4 ヶ所以上設置されている	[合・否] [合・否]
容器置場のガスが滞留しない構造	1. ガスの性質、量等に応じ、適切な開口部又は換気装置が適切な場所に設けられている 2. 換気装置の作動機能が正常に維持されている	[合・否] [合・否]
2.7 直射日光を遮るための措置(第6条第1項第35号ホ)	不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量なものである	[合・否]
2.8 二階建容器置場の構造(第6条第1項第35号ト)	1. 鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁が設けられている 2. 充填容器等に直射日光を遮るための措置を講じている 3. ガスが漏えいした時、滞留しない構造である	[合・否] [合・否] [合・否]
3. 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等 3.1 基礎(第6条第1項第15号)	1. 地盤の許容支持力度が荷重以上である 2. 貯槽の支柱又は架台が同一の基礎に固定されている 3. 基礎及び支柱等の破損がない 4. ① 横置円筒形貯槽(架台の支持間隔が 5m 以上のもの)に適正なすべり板が設けられている ② すべり板のスライド面にはそり、かえり等がない	[合・否] [合・否] [合・否] [合・否] [合・否]
3.2 耐震設計構造(第6条第1項第20号)	1. 支持構造物に著しい腐食損傷及び変形等がない 2. アンカーボルト、ナット、ブレース等にはゆるみがない	[合・否] [合・否]
3.3 貯槽の沈下状況測定(第6条第1項第16号)	沈下率は 0.5%以内である 測定結果は別添のとおり	[合・否]
4. ガス設備(導管を除く) 4.1 ガス設備(高圧ガス設備を除く)の気密構造(第6条第1項第13号)	漏えいのない構造である	[合・否]
4.2 ガス設備に使用する材料(第6条第1項第14号)	1. 内圧容器及び弁には禁止されている材料が使用されていない 2. 常用温度 0℃未満のガス設備(ポンプおよび圧縮機を除く)には禁止されている材料が使用されていない	[合・否] [合・否]
4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度(第6条第1項第17号・19号)	1. 高圧ガス設備の外面に、耐圧性能・強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がない 2. 機器の肉厚は必要とする最小肉厚以上である 測定箇所及び測定結果は別添のとおり	[合・否] [合・否]

検査項目	検査結果	判定
	<p>3. 開放検査対象の設備が〔無・有〕 対象設備 _____</p> <p>開放検査結果は別添のとおり</p> <p>4. 目視及び非破壊検査設備による検査、又はその記録により欠陥がない</p>	<p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p>
フレキシブルチューブ の場合	<p>1. 外面に、耐圧性能・強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がなく、設置状況が適切に維持されている</p> <p>2. ①内部目視及び非破壊検査設備による検査、又はその記録により欠陥がない 最終検査年月は_____年_____月 測定結果は別添のとおり</p> <p>②機器の肉厚は必要とする最小肉厚以上である 測定箇所及び測定結果は別添のとおり</p> <p>3. 耐圧試験において膨らみ、伸び、漏洩等の異常がない 検査年月は_____年_____月 検査方法：_____ 検査圧力：_____MPa</p> <p>4. 不純物や水分の混入等による腐食や劣化損傷が生じないように管理されている 管理状況は別添のとおり</p> <p>5. 3年以内に取替えを実施している。 最終交換年月は_____年_____月</p>	<p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p>
4.4 高圧ガス設備の気密性能 (第6条第1項第18号)	<p>常用の圧力以上の圧力で行う気密試験等において漏えいがない 検査方法：_____ 検査圧力：_____Mpa</p>	[合・否]
5. 計装・電気設備 5.1 計装設備 5.1.1 圧力計 (第6条第1項第21号)	<p>1. ① 高圧ガス設備の適切な圧力区分ごとに、圧力計が設けられている</p> <p>② 測定範囲が、当該設備の常用の圧力を適切に測定できるものである</p> <p>③ 外観に異常がない</p> <p>2. 検査結果（目盛の誤差は、最小目盛の2分の1以内）は別添のとおり</p>	<p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p>
5.1.2 液面計等 (第6条第1項第24号)	<p>1. 貯槽には適切な液面計が設けられ、機能が維持されている</p> <p>2. 最高充填指示の表示がある：_____ cm・L・m³・%</p> <p>3. ① ガラス液面計にあつては、その破損を防止することができる構造である</p> <p>② 貯槽とガラス式液面計とを接続する配管には自動式止め弁等が設置されている</p> <p>③ 止め弁等の機能が正常に維持されている</p>	<p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p>
5.2 電気設備 5.2.1 電気設備の防爆構造 (第6条第1項第27号)	<p>1. 外観に破損、腐食等の異常がない</p> <p>2. モーター、配線等の絶縁に異常がない 各抵抗測定値は別添のとおり</p>	<p>[合・否]</p> <p>[合・否]</p>

検査項目	検査結果	判定
5.2.2 保安電力等 (第6条第1項第32号)	1. ① 対象設備に対し適切な保安電力等が設けられている ② 外観に異常がない ③ 作動機能が正常に維持されている 2. ① 予備電池が、充分充電されている ② 水噴霧装置等において、単独でエンジン駆動によるポンプを使用するものにあつてはセルモーターが付いている	[合・否] [合・否] [合・否] [合・否] [合・否]
5.2.3 静電気除去措置 (第6条第1項第30号)	1. ① 対象設備に接続された接地接続線が設けられている ② 断線その他の損傷がない 2. 接地抵抗値が総合100Ω(避雷設備を設けたもの10Ω)以下である 各抵抗値は別添のとおり	[合・否] [合・否] [合・否]
高圧ガス設備の温度計	1. ① 高圧ガス設備のうち必要な設備に温度計が設けられている ② 外観に異常がない 2. ① 基準器等との比較が行われている ② 目盛りの誤差は最小目盛り以内である：測定結果は別添のとおり	[合・否] [合・否] [合・否] [合・否]
6. 保安・防災設備 6.1 安全装置 (第6条第1項第21号)	1. ① 高圧ガス設備の適切な圧力区分ごとに安全装置が設けられている ② 破損その他の異常がない 2. 安全装置の機能は正常に維持されている 作動試験結果は別添のとおり	[合・否] [合・否] [合・否]
6.2 安全弁等の放出管 (第6条第1項第22号)	1. ① 貯槽の放出管の開口部は、地盤面から5m又は貯槽頂部から2mのいずれか高い位置以上にある ② 周囲に着火源等のない安全な位置に開口部がある 2. ① その他の高圧ガス設備に設けた放出管の開口部は、近接する建築物又は工作物以上の高さがある ② 周囲に着火源等のない安全な位置に開口部がある 3. キャップ等が確実に取り付けられている	[合・否] [合・否] [合・否] [合・否] [合・否]
6.3 貯槽の耐熱・冷却措置 (第6条第1項第28号)	1. 貯槽及び支柱の断熱構造有無又はその程度に応じ、規定の能力を有する散水装置等が設けられている 断熱構造：_____ 必要能力：_____, 実際：_____	[合・否]
	2. 破損その他の異常がない	[合・否]
	3. 水源は30分以上連続して放射できる水量を有している 必要：_____m ³ 、 実際：_____m ³	[合・否]
	4. 水噴霧装置等の操作部は、貯槽及び支柱の外側から5m以上離れた位置及び関係者が常駐する場所にそれぞれ1か所以上設けられている	[合・否]
6.4 負圧防止措置 (第6条第1項第23号)	1. 圧力計等が適切に設置されている 2. 負圧防止設備の作動機能が正常に維持されている	[合・否] [合・否]
6.5 液化石油ガスの流出防止措置 (第6条第1項第10号)	1. 貯槽の貯蔵能力に応じ防液堤又は液流出防止措置が講じられている 2. 防液堤の亀裂、くずれ、破損、配管貫通部の漏えいその他の異常がなく、かつ、防液堤内の滞水が排水できる構造である	[合・否] [合・否]
6.6 貯槽の配管に設けたバルブ (第6条第1項第25号)	1. 当該配管に緊急遮断装置のほかに、2以上のバルブが設けられている 2. 2以上のバルブのうち1は貯槽の直近に設けられている 3. 他のバルブは別の工程に至るまでの間に設けられている	[合・否] [合・否] [合・否]

検査項目	検査結果	判定
6.7 貯槽配管の緊急遮断装置 (第6条第1項第26号)	1. 貯槽送出し又は受入れ配管の適切な位置に緊急遮断装置(受入れ配管にあつては逆止弁も可)が設けられている 2. 破損その他の異常がない 3. 作動機能が正常に維持されている 4. 弁座の漏えい量が保安上支障のない量以下である 5. 操作位置は安全な位置で、5m以上離れた場所及び関係者が常駐する場所それぞれ1ヶ所以上設けられている	[合・否] [合・否] [合・否] [合・否] [合・否]
6.8 ガス漏えい検知警報設備 (第6条第1項第29号)	1. 対象設備の規模等に応じ、必要な数の検知部が設けられている 必要数：_____個、 実際：_____個 2. 外観に異常がない 3. 作動機能が良好に維持されている 作動試験結果は別添のとおり 4. 警報器の操作盤の設置場所には常駐者がいる	[合・否] [合・否] [合・否] [合・否]
6.9 防火設備 (第6条第1項第31号・35号千)	1. 防火設備 ① 対象設備の規模等に応じ、適切な防火設備が設けられている 実際：_____ ② 水源は30分間以上連続して放射できる水量を有している 必要：_____m ³ 、 実際：_____m ³ ③ 防火設備の操作部は、対象施設から15m以上離れた位置及び関係者が常駐する場所にそれぞれ1ヶ所以上設けられている 2. 消火設備 ① 対象設備の規模等に応じ、必要な数の消火器が設けられている 必要：_____本、 実際：_____本 ② 消火器は良好な状態に維持されている	[合・否] [合・否] [合・否] [合・否] [合・否]
6.10 通報措置 (第6条第1項第33号)	1. 通報範囲の区分に応じ適切な通報設備が設けられている 通報区分：事務所間・事業所間・作業員間相互 通報設備：_____ 2. 通報設備の機能が正常に維持されている	[合・否] [合・否]
7. 導管 (第6条第1項第36号)		
7.1	設置場所	[合・否]
7.2	地盤面上・下の導管の設置及びその標識	[合・否]
7.3	水中設備	[合・否]
7.4	耐圧性能及び強度	[合・否]
7.5	気密性能試験	[合・否]
7.6	腐しよく防止措置及び応力吸収措置	[合・否]
7.7	温度上昇防止措置	[合・否]
7.8	圧力上昇防止措置	[合・否]
7.9	通報措置	[合・否]

スタンド関係

検査項目	検査結果	判定
ディスペンサーから公道の道路境界線に対する距離 (第8条第1項第1号・第2号)	1. 道路境界線より5m以上の距離を有している 実際_____m	[合・否]
ディスペンサーに設置された停止装置 (第8条第1項第3号)	1. ディスペンサーには充填終了時に、液化石油ガスを停止する装置を設けている 2. 停止装置の作動機能が正常に維持されている	[合・否] [合・否]
ディスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置 (第8条第1項第3号)	充填ホースからの漏えいを防止するための措置が講じられている	[合・否]
車両の停車位置又は貯槽と車両間の防護措置 (第8条第1項第4号)	1. 充填を受ける車両と地盤面上に設置した貯槽との距離は3m以上確保している：実際_____m 2. ① 3m 確保されていない場合、貯槽と車両との間に防護措置が講じられている：実際_____ ② 防護設備に破損等がない	[合・否] [合・否] [合・否]